

輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要領

農林水産省消費・安全局長通知
平成26年11月28日付け26消安第4028号
平成27年4月16日付け27消安全第330号改正

1 目的

本要領は、我が国で製造される飼料、ペットフード及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）を輸出する際に、輸出相手国の通関関係機関から提出又は提示を求められる自由販売証明書（飼料等が我が国において問題なく流通していることを証する証明書をいう。以下同じ。）の発行手続その他の必要な事項を定めるものである。

2 対象

本要領に基づく証明書の発行対象は、次に定める物とする。

- (1) 飼料：動物の栄養に供することを目的として使用される物（ペットフードを除く。）をいう。
- (2) ペットフード：ペットの栄養に供することを目的として使用される物をいう。
- (3) 飼料添加物：飼料及びペットフードの品質の低下の防止及び栄養成分その他の有効成分の補給、飼料及びペットフードが含有している栄養成分の有効な利用の促進等を目的として飼料及びペットフードに添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物をいう。

3 自由販売証明書の発行要件

- (1) 自由販売証明書は、次の全ての要件に適合している飼料等の製品について発行する。
 - ア 輸出相手国における当該製品の輸入手続において自由販売証明書が必要であること。
 - イ 我が国で製造又は加工され、かつ、一般に販売されていることが製造記録その他の提出書類により確認できる製品（輸出相手国における販売に対応するため製品表示のみを変更したものを含む。）であること。
 - ウ 関係法令に基づく販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令、指導等を受けている製品でなく、また、製造業者等が自主回収又は出荷停止を行っている製品でないこと。
 - エ 製造業者から出荷された後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。
- (2) 自由販売証明書の発行は、当該証明書の申請を行おうとする輸出者が次に掲げる全ての要件に適合していると認められる場合に限り行う。
 - ア 申請を行う日前三年以内に、本要領に基づく手続において不正を行っていないこと。
 - イ 申請を行う日前三年以内に、関係法令に基づき、輸出飼料等に係る販売等の禁止、廃棄又は回収等の命令等を受けていないこと。
 - ウ 本要領に基づき過去に発行された自由販売証明書を輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で使用していないこと。

4 自由販売証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出相手国の輸入手続において、輸出相手国の通関関係機関から自由販売証明書の提出又は提示を求められることを確認した場合には、輸出する飼料等（以下「輸出飼料等」という。）の製造業者に対し、当該飼料等の製品が3の（1）のイ及びウの要件に適合していることを確認し、当該製造業者から別紙様式1により回答を得る。
- (2) 輸出者は、輸出日前10開庁日までに、輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添付して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に対し、自由販売証明書の発行を申請する。申請書類の提出については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）宛てに郵送（返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を併せて同封すること。）又は持参のいずれかの方法による。
 - ア 飼料等に関する確認書（別紙様式1）
 - イ 「Certificate of free sale」（別紙様式3）：必要事項を英語で記載すること
 - ウ インボイス
 - エ パッキングリスト
 - オ 輸出飼料等が我が国で製造又は加工され、流通していることが明らかとなる製造記録その他の関係書類の写し等
 - カ その他畜水産安全管理課が自由販売証明書を発行するため必要と認める書類
- (3) 輸出者から提出された書類等により、当該製品及び輸出者が3に掲げる要件を満たしていることを確認できた場合には、証明書様式（別記様式3）に必要事項を記載し、証明書を発行する（文書番号は「26消安第XXX号」の場合、「No. XXX 26-sho-an」と記載する）。

5 留意事項

- (1) 自由販売証明書の発行は、飼料等の円滑な輸出が行われるよう行政サービスの一環として行うものであり、事前通告なしに当該証明書発行の遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、国は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。
- (2) 自由販売証明書は、個々の輸出飼料等の安全性を証するものではない。また、本要領に基づく自由販売証明書の発行は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。
- (3) 輸出相手国の通関関係機関が自由販売証明書以外の証明書の提出又は提示を求めている場合には、消費・安全局長は、必要に応じて当該証明書を発行することができる。この場合、当該証明書において証明する事項は、畜水産安全管理課において客観的に確認できる事項（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく届出事業者であること等）に限る。
- (4) 輸出者は、輸出相手国の飼料等に関する規制等について自ら情報を収集するとともに、検査を適宜実施する等により製品管理に努める。
- (5) 提出書類に疑義があること等が確認又は推定された場合、畜水産安全管理課は、必要に応じて、輸出者に対し、当該製品等に関する調査等を行う。輸出者は、提出書類の正確性のみならず、輸出する飼料等の安全性、輸送、保管等における製品管理等についても責任を負うものとし、調査に対して協力し、指導に対しては真摯に対応しなければならない。